

領収書添付用紙

【使途内容：新聞雑誌等購読料】

⑦ 資料購入費

(経費区分)

新聞購読料

詳細：

平成 年 月 日

No.

お問い合わせ番号： 1810-00487385

領収書 No: 21483987

2018年 9月分 領収書

新垣 光栄 様

御購読
ありがとうございます。

合計 3,075円

銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙		3,075

※ 上記の金額を、領収致しました。

沖縄タイムス

販売店 和宇慶
TEL 090-3797-7844
店主 小橋川 恵

領収日

10/17

2018年 9月分

和宇慶96
2F

新垣光栄

領収証

000001
015-002-1-2-000100

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報	1	3,075	3,375 <small>消費税等</small>
ダブルプラン	1	300	

上記金額を領収しました
2018年10月17日
ポイントお付けします
ポイント数：33
T会員 *0044
読者ID
493210

領収証が一回り大きくなりました

販売店 和宇慶
TEL 098-895-2819
住所 北浜92
店主 伊集ハツ子

担当表印

印刷日
2018/09/11

毎度ご愛顧ありがとうございます

充当割合： 10/10

【説明：

議定室街に適用のため金額充当

全額 一部

政務活動費充当額 ￥

6050-

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 新聞雑誌等購読料 】

⑦ 資料購入費

(経 費 区 分)

新聞購読料

詳細 :

平成 年 月 日

No.

お問い合わせ番号 : 1810-00487385
 領 収 書 No. : 21648805
 2018年10月分 領収書

新垣 光栄 様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075 円	
銘 柄	部 数	金 額
沖縄タイムス本紙		3,075

※ 上記の金額を、領収致しました。

沖縄タイムス
 販売店 和 宇 慶
 TEL 090-3797-7844
 店主 小橋川 恵

領 収 日
11/15

2018年10月分
和宇慶96
2F
新垣光栄

領 収 証

000001
015-002-1-2-000100

銘 柄	部 数	金 額	合 計
琉球新報	1	3,075	3,375 <small>消費税納法</small>
ダブルプラン	1	300	

上記金額を領収しました
20年11月29日
ポイントお付けします
ポイント数 : 33
T会員 *0044
読者ID
493210

領収証が一回り大きくなりました

販売店 和宇慶
TEL 098-895-2819
住所 北浜92
店主 伊集ハツ子

印刷日
2018/10/10

毎度ご愛読ありがとうございます

充当割合 : 10/10

【 説 明 :

議会費用に活用のため金額充当

全額 ・ 一部

政務活動費充当額 ￥

6450

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 新聞雑誌等購読料 】

⑦ 資料購入費

(経 費 区 分)

新聞購読料

詳細 :

平成 年 月 日

No.

お問い合わせ番号: 1810-00487385
 領 収 書 No: 21817544
 2018年 11月分 領収書

新垣 光荣 様

御購読
ありがとうございます。

合計		3,075円
銘 柄	部 数	金 額
沖縄タイムス本紙		3,075

※ 上記の金額を、領収致しました。

沖縄タイムス
 販売店 和 宇 慶
 TEL 090-3797-7844
 店主 小橋川 恵

領 収 日
12/18

充当割合 : 10/10

【 説 明 】

議定費内へ活用のため金額充当

全額 ・ 一部

政務活動費充当額 ￥

3,075

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 新聞雑誌等購読料 】

⑦ 資料購入費

新聞購読料

(経 費 区 分)

詳細 :

平成 年 月 日

No.

お問い合わせ番号: 1810-00487385
 領収書 No: 21967358
 2018年12月分 領収書

新垣 光栄 様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075 円	
銘 柄	部 数	金 額
沖縄タイムス本紙		3,075

※ 上記の金額を、領収致しました。

沖縄タイムス
 販売店 和 宇 慶
 TEL 090-3797-7844
 店主 小橋川 恵

領収日
1/17

2018年12月分
和宇慶96
2F
新垣光栄

領 収 証

000001
015-002-1-2-000100

銘 柄	部 数	金 額	合 計
琉球新報	1	3,075	3,375 消費税額込
ダブルプラン	1	300	

上記金額を領収しました。
 2018年12月19日
 ポイントお付けします
 ポイント数: 33
 T会員 *0044
 読者ID
 493210

口座振替でTポイントが500Pもらえます

販売店 和宇慶
TEL 080-8350-8915
住所 北浜92
店主 伊集ハツ子

印刷日
2018/12/17

担当者印

毎度ご愛読ありがとうございます

充当割合: 10/10

【 説 明 】

議会議事録に活用のため全額充当,

全額 一部

政務活動費充当額 ￥

6450-

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 新聞雑誌等購読料 】

⑦ 資料購入費

(経 費 区 分)

新聞購読料

詳細 :

平成 年 月 日

No.

領収証 000001 015-002-1-2-000100

2019年 1 月分
和宇慶96
2F
新垣光荣

様

お問い合わせ番号: 1810-00487385
領収書 No.: 22119195
2019年 1 月分 領収書

新垣 光荣 様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075 円	
銘 柄	部 数	金 額
沖縄タイムス本紙		3,075

※ 上記の金額を、領収致しました。

沖縄タイムス
販売店 和 宇 慶
TEL 090-3797-7844
店主 小橋川 恵

領収日
2/18

銘 柄	部 数	金 額	合 計
琉球新報	1	3,075	3,375 <small>消費税印込</small>
ダブルプラン	1	300	

上記金額を領収しました。
2019年 2月 18日
ポイントお付けします
ポイント数: 33
T会員 *0044
読者ID
493210

口座振替でTポイントが500Pもらえます

販売店 和宇慶
TEL 080-8350-8915
住所 北浜92
店主 伊集ハツ子

担当者印

印刷日
2019/01/09

毎度ご愛読ありがとうございます。

充当割合: 10/10

【 説 明 : 議会費の活用以外に金額充当 】

全額・一部

政務活動費充当額 ￥ 6450-

領収書添付用紙

【使途内容： 新聞雑誌等購読料】

⑦ 資料購入費

(経費区分)

新聞購読料

詳細：

平成 年 月 日

No.

お問い合わせ番号： 1810-00487385

領収書 No: 22286026

2019年 2月分 領収書

新垣 光栄 様

御購読

ありがとうございます。

合計 3,075 円

銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙	1	3,075

※ 上記の金額を、領収致しました。

沖縄タイムス

販売店 和 宇 慶

TEL 090-3797-7844

店主 小橋川 恵

領収日

3/13

充当割合： 10/10

【説明：

議会貸向に活用を以て金額充当

全額・一部

政務活動費充当額 ￥

3095

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 新聞雑誌等購読料 】

⑦ 資料購入費

(経 費 区 分)

詳細 :

雑誌代

平成 年 月 日

No.

中城村

領 収 書

一金 ￥ 9,024

品 名	単 価	数 量	金 額	備 考
月刊 地方議会人 (H30年度)	￥ 752	12	￥ 9,024	
(H30年4月号~H31年3月号)				
計			￥ 9,024	

上記内訳のとおり領収致しました。

平成 31 年 2 月 13 日

沖縄県町村議会議長会

会長 識 名 盛 紀

那覇市旭町116番地37(自治会館5階)

新垣光栄 殿

充当割合 : 10/10

【 説 明 :

議会費内訳に活用ため全額充当。】

全額 ・ 一部

政務活動費充当額 ￥

9,024-

受取証明書

契約者名:新垣 光荣 様

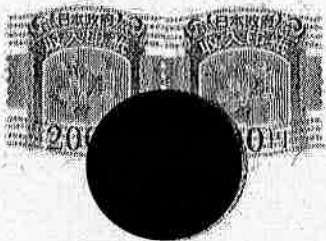
物件名称:桃原アパート 101号室

物件住所:中城村当間140-3

下記の通り賃料を受け取ったことを証明いたします。

支払月	支払日	支払方法	賃料	共益費	水道料金	振替手数料	更新事務手数料	合計
平成30年	4月分	平成30年3月30日	口座振替	90,000	2,000	1,170	108	93,278
	5月分	平成30年5月1日	口座振替	90,000	2,000	1,114	108	93,222
	6月分	平成30年5月30日	口座振替	90,000	2,000	1,114	108	93,222
	7月分	平成30年7月11日	現金	90,000	2,000	1,114	108	93,222
	8月分	平成30年7月30日	口座振替	90,000	2,000	1,203	108	93,311
	9月分	平成30年8月30日	口座振替	90,000	2,000	1,203	108	93,311
	10月分	平成30年10月1日	口座振替	90,000	2,000	1,203	108	93,311
	11月分	平成30年10月30日	口座振替	90,000	2,000	1,203	108	93,311
	12月分	平成30年11月30日	口座振替	90,000	2,000	1,203	108	93,311
平成31年	1月分	平成31年1月4日	口座振替	90,000	2,000	1,203	108	93,311
	2月分	平成31年1月30日	口座振替	90,000	2,000	1,200	108	19,440
	3月分	平成31年2月28日	口座振替	90,000	2,000	1,200	108	93,308
合計				1,080,000	24,000	14,130	1,296	1,138,866

932,807



令和元年5月9日
 有限会社とみや不動産
 沖縄県宜野湾市新城二丁目44-20
 TEL 098-892-1277
 FAX 098-892-1285

政務活動事務所にて活用
 10/12月 充当

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 使 用 料 及 び 賃 借 料 、 管 理 運 営 費 】

⑧ 事務所費

(経 費 区 分)

詳細 :

事務所の光熱水費

4月分

平成 年 月 日

No.

電気料金領収証 (口座振替用)

新垣 光栄 様

電気番号 25543- 10-1-1
ご契約種別 従量電灯

平成 30年 4月分

領収金額 2,872 円

料金 2,585 円
再エネ賦課金 287 円

【再掲】

消費税等相当額 212 円
燃料費調整額 -40.35 円

ご使用量 109 kWh

◎上記金額をご指定口座から 4月23日に
領収させていただきました。

印紙税申告納
付につき北那覇
税務署承認済

沖縄電力株式会社
与那原営業所
TEL 0120-588-391 (3-429-)
IP電話 TEL 098-893-7777

電気料金領収証 (口座振替用)

新垣 光栄 様

電気番号 25543- 10-2-0
ご契約種別 低圧電力

平成 30年 4月分

領収金額 3,773 円

料金 3,766 円
再エネ賦課金 7 円

【再掲】

消費税等相当額 279 円
燃料費調整額 -1.11 円

ご使用量 3 kWh

◎上記金額をご指定口座から 4月23日に
領収させていただきました。

印紙税申告納
付につき北那覇
税務署承認済

沖縄電力株式会社
与那原営業所
TEL 0120-588-391 (3-429-)
IP電話 TEL 098-893-7777

充当割合 :

10/10

【 説 明 :

政務活動費等に係る必要の経費
金額充当

全額 ・ 一部

政務活動費充当額 ￥

6645

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 使用料及び賃借料、管理運営費 】

⑧ 事務所費

(経 費 区 分)

詳細 :

事務所の光熱水費

5月分

平成 年 月 日

No.

電気料金領収証 (口座振替用)

新垣 光栄 様

電気番号 25543- 10-1-1
ご契約種別 従量電灯
平成 30年 5月分

領収金額 2,917 円

料金 2,601 円
再エネ賦課金 316 円

【再掲】
消費税等相当額 216 円
燃料費調整額 -23.95 円

ご使用量 109 kWh

◎上記金額をご指定口座から 5月24日に
領収させていただきました。

印紙税申告納
付につき北那覇
税務署承認済
沖縄電力株式会社
与那原営業所
TEL 0120-586-391 (1-1679-)
IP電話 TEL 098-993-7777

印紙税申告納
付につき北那覇
税務署承認済

電気料金領収証 (口座振替用)

新垣 光栄 様

電気番号 25543- 10-2-0
ご契約種別 低圧電力
平成 30年 5月分

領収金額 4,081 円

料金 4,021 円
再エネ賦課金 60 円

【再掲】
消費税等相当額 302 円
燃料費調整額 -4.62 円

ご使用量 21 kWh

◎上記金額をご指定口座から 5月24日に
領収させていただきました。

印紙税申告納
付につき北那覇
税務署承認済
沖縄電力株式会社
与那原営業所
TEL 0120-586-391 (1-1679-)
IP電話 TEL 098-993-7777

印紙税申告納
付につき北那覇
税務署承認済

充当割合 : 10/10

【 説 明 :

正又の活動事務所には必ず必要の経費
金額を充当.

全額 一部

政務活動費充当額 ￥

6998

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 使用料及び賃借料、管理運営費 】

⑧ 事務所費

(経 費 区 分)

詳細 :

事務所の光熱水費

6月分

平成 年 月 日

No.

電気料金領収証 (口座振替用)

新垣 光栄 様

電気番号 25543- 10-1-1
ご契約種別 従量電灯

平成 30年 6月分

領収金額 5,069 円

料金 4,545 円
再エネ賦課金 524 円

[再掲]
消費税等相当額 375 円
燃料費調整額 -34.35 円

ご使用量 181 kWh

◎上記金額をご指定口座から 6月25日に
領収させていただきました。

印紙税申告納
付につき北郡
税務署承認済
神崎電力株式会社
与那原営業所
TEL 0120-586-391 (内線99-)
IP電話 TEL 098-993-7777

電気料金領収証 (口座振替用)

新垣 光栄 様

電気番号 25543- 10-2-0
ご契約種別 低圧電力

平成 30年 6月分

領収金額 7,648 円

料金 8,981 円
再エネ賦課金 667 円

[再掲]
消費税等相当額 566 円
燃料費調整額 -43.70 円

ご使用量 230 kWh

◎上記金額をご指定口座から 6月25日に
領収させていただきました。

印紙税申告納
付につき北郡
税務署承認済
神崎電力株式会社
与那原営業所
TEL 0120-586-391 (内線99-)
IP電話 TEL 098-993-7777

充当割合 :

【 説 明 :

10/10 政務活動費所収 (必要経費) 全額充当

全額 - 一部

政務活動費充当額 ￥

12917

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 使用料及び賃借料、管理運営費 】

⑧ 事務所費

(経 費 区 分)

詳細 : 事務所の光熱水費 7月分

平成 年 月 日

No.

電気料金領収証 (口座振替用)

新垣 光栄 様

電気番号 25543- 10-1-1
ご契約種別 従量電灯

平成 30年 7月分

領収金額	4,547 円
料金	4,072 円
再エネ賦課金	475 円

【再掲】
消費税等相当額 336 円
燃料費調整額 -31.12 円

ご使用量 164 kWh

◎上記金額をご指定口座から 7月24日に
領収させていただきました。

印紙税申告納
付につき北郡新
税務署承認済

沖縄電力株式会社
与那原営業所
TEL 0120-586-391 (T-1179)
IP電話 TEL 098-993-7777

電気料金領収証 (口座振替用)

新垣 光栄 様

電気番号 25543- 10-2-0
ご契約種別 低圧電力

平成 30年 7月分

領収金額	13,608 円
料金	11,984 円
再エネ賦課金	1,624 円

【再掲】
消費税等相当額 1,008 円
燃料費調整額 -106.40 円

ご使用量 580 kWh

◎上記金額をご指定口座から 7月24日に
領収させていただきました。

印紙税申告納
付につき北郡新
税務署承認済

沖縄電力株式会社
与那原営業所
TEL 0120-586-391 (T-1179)
IP電話 TEL 098-993-7777

充当割合 :

10/10

【 説 明 :

政庁活動費PTI=係子(必要経費)

金額充当

金額 一部

政務活動費充当額 ￥

18155

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 使用料及び賃借料、管理運営費 】

⑧ 事務所費

(経 費 区 分)

詳細 :

事務所の光熱水費

8月分

平成 年 月 日

No.

電気料金領収証 (口座振替用)

新垣 光栄 様

電気番号 25543- 10-1-1
ご契約種別 従量電灯

平成 30年 8月分

領収金額 8,096 円

料金 7,287 円
再エネ賦課金 809 円

[再掲]
消費税等相当額 599 円
燃料費調整額 -33.52 円

ご使用量 279 kWh

◎上記金額をご指定口座から 8月23日に
領収させていただきました。

沖縄電力株式会社
与那原営業所
TEL 0120-588-391 (1-1679-)
IP電話 TEL 098-993-7177

印紙税申告納
付につき北那覇
税務署承認済

電気料金領収証 (口座振替用)

新垣 光栄 様

電気番号 25543- 10-2-0
ご契約種別 低圧電力

平成 30年 8月分

領収金額 9,067 円

料金 8,229 円
再エネ賦課金 838 円

[再掲]
消費税等相当額 671 円
燃料費調整額 -34.68 円

ご使用量 289 kWh

◎上記金額をご指定口座から 8月23日に
領収させていただきました。

沖縄電力株式会社
与那原営業所
TEL 0120-588-391 (1-1679-)
IP電話 TEL 098-993-7177

印紙税申告納
付につき北那覇
税務署承認済

充当割合 :

10/10

【 説 明 :

政令事務所に係る必要経費
金額充当

全額 一部

政務活動費充当額 ￥

17163

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 使用料及び賃借料、管理運営費 】

⑧ 事務所費

(経 費 区 分)

詳細 :

事務所の光熱水費

9月分

平成 年 月 日

No.

電気料金領収証 (口座振替用)

新垣 光栄 様

電気番号 25543- 10-1-1
ご契約種別 従量電灯

平成 30年 9月分

領収金額	8,143 円
料金	7,337 円
再エネ賦課金	806 円

【再掲】
消費税等相当額
燃料費調整額

603 円
44.43 円

ご使用量 278 kWh

①上記金額をご指定口座から 9月28日に
領収させていただきました。

沖縄電力株式会社
与那原営業所
TEL 0120-588-391 (3-4679-)
IP電話 TEL 098-993-7777

印紙税申告納
付につき北那覇
税務署承認済

電気料金領収証 (口座振替用)

新垣 光栄 様

電気番号 25543- 10-2-0
ご契約種別 低圧電力

平成 30年 9月分

領収金額	10,161 円
料金	9,167 円
再エネ賦課金	994 円

【再掲】
消費税等相当額
燃料費調整額

752 円
54.88 円

ご使用量 343 kWh

①上記金額をご指定口座から 9月28日に
領収させていただきました。

沖縄電力株式会社
与那原営業所
TEL 0120-588-391 (3-4679-)
IP電話 TEL 098-993-7777

印紙税申告納
付につき北那覇
税務署承認済

充当割合 :

10/10

【 説 明 :

政令活動事務所に係る (必要) 経費
金額充当。]

金額) 一部

政務活動費充当額 ￥

18,304

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 使用料及び賃借料、管理運営費 】

⑧ 事務所費

(経 費 区 分)

詳細 :

事務所の光熱水費

11月分

平成 年 月 日

No.

電気料金領収証 (口座振替用)

新垣 光栄 様

電気番号 25543- 10-1-1
ご契約種別 従量電灯

平成 30年11月分

領収金額 3,540 円

料金 3,172 円
再エネ賦課金 368 円

[再掲]
消費税等相当額 262 円
燃料費調整額 102.83 円

ご使用量 127 kWh

◎上記金額をご指定口座から11月26日に
領収させていただきました。

沖縄電力株式会社
与那原営業所
TEL 0120-588-391 (1-179-)
IP電話 TEL 098-993-7777

印紙税申告納
付につき北那覇
税務署承認済

電気料金領収証 (口座振替用)

新垣 光栄 様

電気番号 25543- 10-2-0
ご契約種別 低圧電力

平成 30年11月分

領収金額 4,067 円

料金 4,012 円
再エネ賦課金 55 円

[再掲]
消費税等相当額 301 円
燃料費調整額 15.39 円

ご使用量 19 kWh

◎上記金額をご指定口座から11月26日に
領収させていただきました。

沖縄電力株式会社
与那原営業所
TEL 0120-588-391 (1-179-)
IP電話 TEL 098-993-7777

印紙税申告納
付につき北那覇
税務署承認済

充当割合 :

10/10

【 説 明 :

政務活動費の経費
金額充当

全額 ・ 一部

政務活動費充当額 ￥

7607

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 使用料及び賃借料、管理運営費 】

⑧ 事務所費

(経 費 区 分)

詳細 :

事務所の光熱水費

(2月分)

平成 年 月 日

No.

電気料金領収証 (口座振替用)

新垣 光栄 様

電気番号 25543- 10-1-1
ご契約種別 従量電灯
平成 30年12月分

領収金額	4,108 円
料金	3,736 円
再エネ賦課金	423 円
精算金額	-51 円

【再掲】
消費税等相当額 305 円
燃料費調整額 135.78 円

ご使用量 146 kWh

①上記金額をご指定口座から12月25日に
領収させていただきました。

印紙税申告納
付につき北那覇
税務署承認済

沖縄電力株式会社
与那原営業所
TEL 0120-586-391 (3-1579-)
IP電話 TEL 098-993-7777

電気料金領収証 (口座振替用)

新垣 光栄 様

電気番号 25543- 10-2-0
ご契約種別 低圧電力
平成 30年12月分

領収金額	3,404 円
料金	3,831 円
再エネ賦課金	20 円
精算金額	-447 円

【再掲】
消費税等相当額 252 円
燃料費調整額 6.51 円

ご使用量 7 kWh

①上記金額をご指定口座から12月25日に
領収させていただきました。

印紙税申告納
付につき北那覇
税務署承認済

沖縄電力株式会社
与那原営業所
TEL 0120-586-391 (3-1579-)
IP電話 TEL 098-993-7777

充当割合 :

10/10 政活郵事係係 (必要経費
全額充当)

【 説 明 :

全額 ・ 一部

政務活動費充当額 ￥

7512

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 使用料及び賃借料、管理運営費 】

⑧ 事務所費

(経 費 区 分)

詳細 :

事務所の光熱水費

(1月分)

平成 年 月 日

No.

電気料金領収証 (口座振替用)

新垣 光栄 様

電気番号 25543- 10-1-1
ご契約種別 従量電灯

平成 31年 1月分

領収金額	6,810 円
料金	6,149 円
再エネ賦課金	661 円

[再掲]	
消費税等相当額	504 円
燃料費調整額	255.32 円

ご使用量 228 kWh

◎上記金額をご指定口座から 1月28日に
領収させていただきました。

沖縄電力株式会社
与那原営業所
TEL 0120-588-391 (1-1079-)
IP電話 TEL 098-993-7777

印紙税申告納
付につき北部
税務署承認済

電気料金領収証 (口座振替用)

新垣 光栄 様

電気番号 25543- 10-2-0
ご契約種別 低圧電力

平成 31年 1月分

領収金額	1,980 円
料金	1,980 円

[再掲]	
消費税等相当額	145 円

ご使用量 0 kWh

◎上記金額をご指定口座から 1月28日に
領収させていただきました。

沖縄電力株式会社
与那原営業所
TEL 0120-588-391 (1-1079-)
IP電話 TEL 098-993-7777

印紙税申告納
付につき北部
税務署承認済

充当割合 :

10/10 政務活動事務所に係る必要経費

【 説 明 :

金額充当 8770

全額・一部

政務活動費充当額 ￥

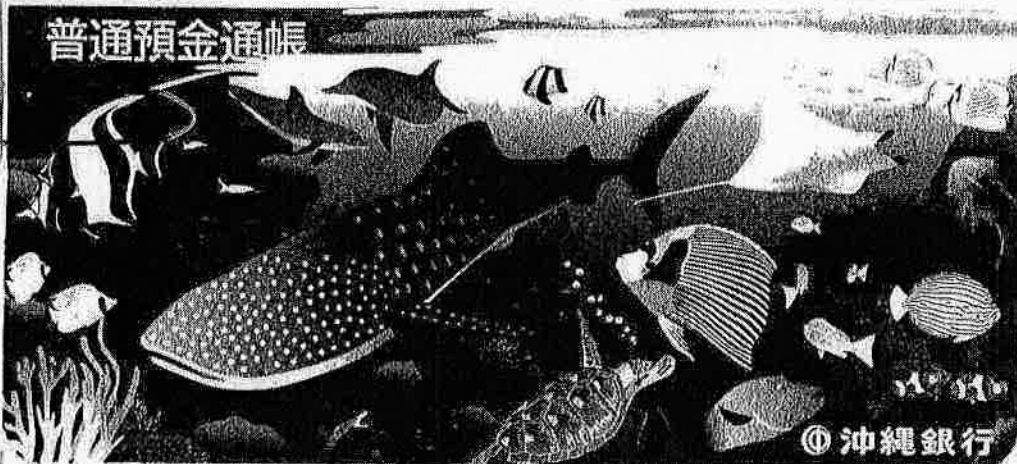
店番

口座番号

政希調査費

新垣 光榮 様

普通預金通帳



沖縄銀行

31- 3-25	振出	11,060	*7,319円+1,741円=9,060円
31- 3-25	振出		*3,741円+1,741円=5,482円

10/10 3-25. 7,319 > 11,060
 3,741

政希調査費口座係り経費

金額相当

事務所概要申告票

議員名 新垣光栄

1. 物件の所在

住所	中城村 首間 140-3
電話番号	098-960-0217


2. 所有区分

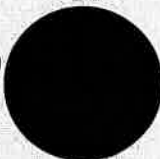
<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所 ・賃貸借契約先 <u>〔株式会社 とみや不動産〕</u> ・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 ・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員 新垣光栄 

賃貸人 氏名 沖縄県宜野湾市新城2-44-20
 住所 有限会社 とみや不動産
 代表取締役 八木政徳 

事務所費充当状況申告票

議員名 新垣 光栄

1. 事務所の状況

住所	中城村字当間 140 - 3
----	----------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

政務活動事務所としてのみ使用しているため

尚、政務活動以外に使用される場合は、その月は充当しない

(関係経費)

家賃(月額)	92,000 円
その他	0 円
	0 円

(充当額)

家賃(月額)	92,000 円
その他	0 円
	0 円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

新垣 光栄



登記の賃貸人（以下「甲」といふ）及び賃借人（以下「乙」といふ）は、表記に記載する賃貸料（以下「本賃料」といふ）及び賃借料（以下「本賃料」といふ）を締結し、その記として記す。

乙は、本賃料を店舖・事務所以外の用途に使用することはできない。

契約期間は前記の年間にし、但し、明認書（2ヶ月以前までに甲乙協議の上、更新できる。また、本契約を更新する場合、乙は更新手続を完了し、賃料管理委員会（以下「甲」といふ）に委託し、手数料として家賃の20%（消費税別）を支払うと共に、契約に必要な書類、契約書を作成し、甲に提出する。

（家賃及び、共益費等の支払い義務）

第3条 1. 家賃及び、共益費等の支払い義務は、毎月30日までに翌月分を必ず入金にしなければならない。

2. 前項の支払は、甲が定める口座に振り込まれるものとする。

3. 家賃及び、共益費等の支払は、甲が定める口座に振り込まれるものとする。

4. 前項の支払は、甲が定める口座に振り込まれるものとする。

（支払い委託、保証委託）

第4条 1. 乙が賃料等について取替代行会社による支払委託制度を利用し委託する場合は、取替代行会社を通じて甲に支払うこととし、その内容については別途乙、取替代行会社間で締結する支払委託契約の定めによる。

2. 乙が本契約について保証会社による保証委託契約を締結し利用する場合は、本契約の甲に對する債務に對して保証会社を連帯保証人とすることができるとし、その内容については別途乙、保証会社間で締結する保証委託契約書の定めによる。

3. 支払委託契約が開始、取り消しその他の事由により終了したとき、乙はその終了日以降に支払期日が到来する賃貸借費用については、甲の指定する管理手続料をもちも滞りなく支払うものとする。

4. 前項の方法による場合、その管理手続料は乙の負担とする。

（延滞損害金）

第5条 1. 乙が前条までに賃料等の全額、または一部を支払いし延滞したときは、延滞した金額に對し、年14.6%の延滞損害金を甲に支払うものとする。

2. 甲が、乙の甲に對する賃料等の延滞債務を立替払いしたときは、乙は丙に對し、立替金及び立替金に對する費用等の発生日から年14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。但し、乙が賃料等の支払方法として取替代行会社の支払委託制度を利用する場合は、支払委託契約の定めによるものとする。

3. 前項の規定は、丙が乙に對し立替払いの義務を負うことを意味するものではない。

（敷金）

第6条 1. 乙は、本賃料から引当する敷金の担保として、表記に記載する敷金を甲に預け入れ、

2. 乙は、本賃料を支払うまでの間、敷金をもって賃料等その他の債務を担保することができる。

3. 甲は、本物件の瑕疵はあつた場合、契約期間満了で解約した場合は全額返還なし、期間以上の期間の場合は一部返還する。但し、甲は、本物件の明渡し時に、家賃の滞りによる重大な過失により、本物件または物件敷金に付した損害賠償等があるなど、乙の返還を不履行する場合には、当該返還の額を敷金から差し引くことができる。

4. 敷金の返還に係る返還手数料等の費用は、乙の負担とする。

5. 敷金の返還申請を第三者に送附、委託は委任できないものとする。但し、支払委託制度、保証委託制度を利用する場合は、支払委託制度、保証委託制度の定めによるものとする。

（礼金）

第7条 礼金を支払った場合は、本契約締結後、礼金の返還を求められない。

（借主、賃貸借）

第8条 賃料等の支払は、本契約期間中、乙の承認の上、乙の負担とする。なおお退去を求めない。

（賃料等の改定）

第9条 契約期間中であっても、公道公職の増減、物価の変動、その他の理由により賃料等が不当となつたときは、甲乙協議の上賃料等を改定できる。

（賃借人の管理義務）

第10条 賃借人は、管理上の注意をもって本物件及び付帯設備等を保全し、使用しなくてはならない。また、乙の賃にて本物件及び付帯設備等に損害を与えないこととし、乙は賃借人にその賠償を求めない。

乙は、本物件を賃借人に貸付した場合は、乙は賃借人にその賠償を求めない。但し、乙がその賠償を求め、または賠償請求を怠った場合は、甲（丙）にその賠償を賠償しなくてはならない。

（火災保険の加入）

第11条 火災、爆発、漏れ水等の事故に備へ、乙は自己の費用で本契約期間中は必ず自費で火災保険等に加入しなければならない。但し、乙の故意、過失等により甲に損害を与えた場合は、その損害等を賠償しなくてはならない。但し、前記については別途賠償しなくてはならない。

（承認事項）

第12条 乙が、借主、賃借人、下等部分に物品を置く場合、あるいは看板、ポスター等の広告物を掲示することを、または、本物件出入口の扉を改定するとき、乙はあらかじめ甲、丙の書面にその承認を得なければならない。

（甲の契約解除権）

第13条 1. 甲は、乙が前記の支払いを滞らし、その滞り額が2ヶ月分に達したときは、相当の期間を定めて履行を催告し、その期間内に履行しないときは、本契約を解除できる。

2. 乙が甲の書面にその滞り額に達したときは、甲は本契約を解除し、即時明渡しを要求することができる。乙はこの請求に応じなければならない。

（乙の賃料等の支払い）

第14条 1. 乙が賃料等の支払いを滞らし、その滞り額が甲乙間の債權関係を滞りと認められるときは、又は委託保証人、保証委託制度を利用する場合は、甲乙間においても同様とする。

2. 本物件を賃借人、第三者に転貸及びその権利を譲渡したときは、または不正な行為によって入居したとき、

3. 本物件を第1条の用途以外に使用したとき、

4. 本物件の外観もしくは敷地内に看板、その他工作物の取り付け、本物件の改造、修繕等毎状況の変更をしたとき、

5. 排水管を破損させるとおそれるものがあるもの、騒音、刃剣類または爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること、

6. 本物件内に飲酒、喫煙、たばこを吸うこと、または、大型の金庫等の重なる大きな物品等を搬入したとき、

7. 家賃の滞り等が原因となる行為（炊事、洗濯、掃除、カラス等の清掃、ピアノ等の演奏等を含む近隣者に対する迷惑となる行為）を行ったとき、15日以上前方不明な防火、盗難予防、家具腐敗、管理等に支障があるとき、

8. 乙またはその同居者が行政的、社会的に認められる団体力団、過激な政治、宗教活動集団、暴走族等の組織員、警察職員と半同したとき、

9. 建物、室内、廊下及び近隣住民に不安を招かせるような行為を行ったとき、

10. 警察当局の介入を生じさせるような行為を行ったとき、

11. 近隣者及び近隣住民に不安を招かせるような行為を行ったとき、

3. 本条の宗旨以外に、公序良俗に反する行為、または本物件に損害を与えたる行為をしたとき、

（費用負担）

第14条 1. 乙は入居期間中の、敷金の控除、ゴミの収集、排水の処理、本物件内の各種電料の取替、給水機、排水機の取替、ガス器具の使用に伴う取替、排水機、その他の小修理及び住宅の慣用上した修繕費を負担する。

2. 電気、ガス、水道料、清掃費、汚物処理等の費用、浄化槽の清掃料、エアコン洗浄及び設置、その他町内会の出席等の費用を負担する。

（賃貸人の立入り）

第15条 甲または丙は、火災、地震、漏水、ガス漏れ等本物件の維持管理上緊急措置が発生したと認められるときは、この承認を得ることなし、本物件内に立入ることができる。この場合において、甲または丙は、乙の不在中に立入ったとき、乙は甲乙間の書面に承認し、乙に報告しなければならない。

（行方不明の債權の担保）

第16条 乙が15日以上行方不明な場合は、甲または丙は、乙の緊急連絡先、保証人等の連絡先を甲乙間の書面に記載し、乙が15日以上行方不明な場合は、甲または丙は、乙の緊急連絡先、保証人等の連絡先を甲乙間の書面に記載し、乙に報告しなければならない。

（滞り申告）

第17条 本契約期間内においても、甲は正当な理由があり、かつ、書面にその理由を記載し、乙に報告する必要がある。乙は、報告をしたにもかかわらず、本契約を解除する必要がある。但し、乙は、報告をしたにもかかわらず、本契約を解除する必要がある。但し、乙は、報告をしたにもかかわらず、本契約を解除する必要がある。

（明渡し及び原状回復）

第18条 1. 乙は、本契約が終了したときは、直ちに本物件を担保しなくてはならない。この場合において、乙が故意または重大な過失により、本物件及び付帯設備を損傷したときは、乙は費用負担の上で原状回復しなくてはならない。

2. 本契約が終了したときは、乙は入居者としての責任、乙が本物件内に搬入した家具、備品等の搬出、本物件内外の清掃及びゴミ、汚物等の除去、処理、第19条に規定する退去費用の完了及び全額返還（退去料を含む）の返還の完了したときをいふ。

3. 本物件の解約の際、乙は甲（丙）に對し修繕料、立退き料、損害賠償、その他について、本契約に基づき以外の一切を請求しない。

4. 乙が明け渡しを遅延したときは、乙は、甲に對し、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了までの間の賃料の滞り額に相当する損害金を支払わなければならない。

5. 退去料及び引当金の残高を請求しなくてはならない。

（退去料の清算）

第19条 1. 乙は、本契約が終了したとき、甲が使用した電気料金、上下水道料金、ガス料金、修繕料等について清算しなくてはならない。但し、浄化槽の清掃料、エアコンの内装料、新聞、通信料等が別途請求されたものは別。

2. 乙は、本条第1項に定める敷金の返還を受けるにあつて、前項に掲げる家賃の滞り等の金に相当する金額を支払わなければならない。

（契約の消滅）

第20条 天災、地震、その他甲の責任に帰するものがない事由により、本物件を通常の用に供する事ができなくなつたとき、また、将来都市計画等により本物件が取り壊され、または使用が困難な状態に陥り、乙が使用できない状態となつたときは、本契約は当然終了する。また、そのことにより生じた損害について、甲（丙）はその責任を負わない。

（連帯保証人、連帯保証人への催告）

第21条 1. 連帯保証人は、甲に對して本契約から生ずる全ての債務を連帯して保証する。

2. 連帯保証人は、本契約が更新された後も引き続きその責任を負う。

3. 乙は連帯保証人が死亡、解散、倒産、または保証能力を失つたときは、連帯保証人に甲の認める連帯保証人を選任しなくてはならない。

4. 乙は連帯保証人に對し、乙が所在不明のまま60日以上経過した場合に限り、本契約を解除し、本物件の現況に對する賠償等を怠らざるものとす。この場合において、乙は連帯保証人が行った行為に對して、一切の不利を申し立てない。但し、連帯保証人及び関係者に對して損害賠償その他の請求をしない。

（甲の契約解除権）

第13条 1. 甲は、乙が前記の支払いを滞らし、その滞り額が2ヶ月分に達したときは、相当の期間を定めて履行を催告し、その期間内に履行しないときは、本契約を解除できる。

2. 乙が甲の書面にその滞り額に達したときは、甲は本契約を解除し、即時明渡しを要求することができる。乙はこの請求に応じなければならない。

（乙の賃料等の支払い）

第14条 1. 乙が賃料等の支払いを滞らし、その滞り額が甲乙間の債權関係を滞りと認められるときは、又は委託保証人、保証委託制度を利用する場合は、甲乙間においても同様とする。

2. 本物件を賃借人、第三者に転貸及びその権利を譲渡したときは、または不正な行為によって入居したとき、

3. 本物件を第1条の用途以外に使用したとき、

4. 本物件の外観もしくは敷地内に看板、その他工作物の取り付け、本物件の改造、修繕等毎状況の変更をしたとき、

5. 排水管を破損させるとおそれるものがあるもの、騒音、刃剣類または爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること、

6. 本物件内に飲酒、喫煙、たばこを吸うこと、または、大型の金庫等の重なる大きな物品等を搬入したとき、

7. 家賃の滞り等が原因となる行為（炊事、洗濯、掃除、カラス等の清掃、ピアノ等の演奏等を含む近隣者に対する迷惑となる行為）を行ったとき、15日以上前方不明な防火、盗難予防、家具腐敗、管理等に支障があるとき、

8. 乙またはその同居者が行政的、社会的に認められる団体力団、過激な政治、宗教活動集団、暴走族等の組織員、警察職員と半同したとき、

9. 建物、室内、廊下及び近隣住民に不安を招かせるような行為を行ったとき、

10. 警察当局の介入を生じさせるような行為を行ったとき、

11. 近隣者及び近隣住民に不安を招かせるような行為を行ったとき、

3. 本条の宗旨以外に、公序良俗に反する行為、または本物件に損害を与えたる行為をしたとき、

（費用負担）

第14条 1. 乙は入居期間中の、敷金の控除、ゴミの収集、排水の処理、本物件内の各種電料の取替、給水機、排水機の取替、ガス器具の使用に伴う取替、排水機、その他の小修理及び住宅の慣用上した修繕費を負担する。

2. 電気、ガス、水道料、清掃費、汚物処理等の費用、浄化槽の清掃料、エアコン洗浄及び設置、その他町内会の出席等の費用を負担する。

（賃貸人の立入り）

第15条 甲または丙は、火災、地震、漏水、ガス漏れ等本物件の維持管理上緊急措置が発生したと認められるときは、この承認を得ることなし、本物件内に立入ることができる。この場合において、甲または丙は、乙の不在中に立入ったとき、乙は甲乙間の書面に承認し、乙に報告しなければならない。

（行方不明の債權の担保）

第16条 乙が15日以上行方不明な場合は、甲または丙は、乙の緊急連絡先、保証人等の連絡先を甲乙間の書面に記載し、乙が15日以上行方不明な場合は、甲または丙は、乙の緊急連絡先、保証人等の連絡先を甲乙間の書面に記載し、乙に報告しなければならない。

（滞り申告）

第17条 本契約期間内においても、甲は正当な理由があり、かつ、書面にその理由を記載し、乙に報告する必要がある。乙は、報告をしたにもかかわらず、本契約を解除する必要がある。但し、乙は、報告をしたにもかかわらず、本契約を解除する必要がある。

（明渡し及び原状回復）

第18条 1. 乙は、本契約が終了したときは、直ちに本物件を担保しなくてはならない。この場合において、乙が故意または重大な過失により、本物件及び付帯設備を損傷したときは、乙は費用負担の上で原状回復しなくてはならない。

2. 本契約が終了したときは、乙は入居者としての責任、乙が本物件内に搬入した家具、備品等の搬出、本物件内外の清掃及びゴミ、汚物等の除去、処理、第19条に規定する退去費用の完了及び全額返還（退去料を含む）の返還の完了したときをいふ。

3. 本物件の解約の際、乙は甲（丙）に對し修繕料、立退き料、損害賠償、その他について、本契約に基づき以外の一切を請求しない。

4. 乙が明け渡しを遅延したときは、乙は、甲に對し、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了までの間の賃料の滞り額に相当する損害金を支払わなければならない。

5. 退去料及び引当金の残高を請求しなくてはならない。

（退去料の清算）

第19条 1. 乙は、本契約が終了したとき、甲が使用した電気料金、上下水道料金、ガス料金、修繕料等について清算しなくてはならない。但し、浄化槽の清掃料、エアコンの内装料、新聞、通信料等が別途請求されたものは別。

2. 乙は、本条第1項に定める敷金の返還を受けるにあつて、前項に掲げる家賃の滞り等の金に相当する金額を支払わなければならない。

（契約の消滅）

第20条 天災、地震、その他甲の責任に帰するものがない事由により、本物件を通常の用に供する事ができなくなつたとき、また、将来都市計画等により本物件が取り壊され、または使用が困難な状態に陥り、乙が使用できない状態となつたときは、本契約は当然終了する。また、そのことにより生じた損害について、甲（丙）はその責任を負わない。

（連帯保証人、連帯保証人への催告）

第21条 1. 連帯保証人は、甲に對して本契約から生ずる全ての債務を連帯して保証する。

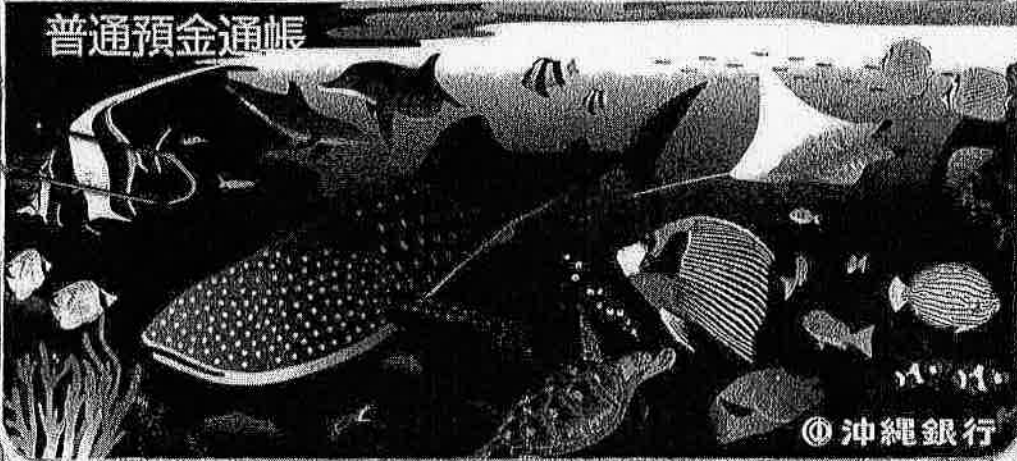
2. 連帯保証人は、本契約が更新された後も引き続きその責任を負う。

3. 乙は連帯保証人が死亡、解散、倒産、または保証能力を失つたときは、連帯保証人に甲の認める連帯保証人を選任しなくてはならない。

4. 乙は連帯保証人に對し、乙が所在不明のまま60日以上経過した場合に限り、本契約を解除し、本物件の現況に對する賠償等を怠らざるものとす。この場合において、乙は連帯保証人が行った行為に對して、一切の不利を申し立てない。但し、連帯保証人及び関係者に對して損害賠償その他の請求をしない。

店番 口座番号 正市弘直 様
新垣 光榮

普通預金通帳



11	30-5-25	振出	2,291 KDDI料金 5円
17	30-6-25	振出	6,471 KDDI料金 6円
21	30-7-25	振出	6,795 KDDI料金 7円

固定電話料
正市弘直の口座に経費 KDDI
全額充当

普通預金

7



年月日 摘要 借方金額 貸方金額 残高

30-8-27	振出	*6,847K00	料金 80	
30-9-25	振出	*6,795K00	料金 90	
30-10-25	振出	*7,313K00	料金 100 送料	
30-11-26	振出	*6,795K00	料金 110	
30-12-25	振出	*6,795K00	料金 120	

固定電話料

政庁活動車、PT、係員経費 1200

金額合計

普通預金

8

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	残高
31-1-25	振出	*6,795KDDI料金 1月		
31-2-25	振出	*6,812KDDI料金 2月		
31-3-25	振出	*7,319オキナワテ"ソリヨク 3ツキ		
31-3-25	振出	*3,741オキナワテ"ソリヨク 3ツキ		
31-3-25	振出	*6,804KDDI料金 3月		
31-4-23	振出	*5,472オキナワテ"ソリヨク 4ツキ		
31-4-23	振出	*3,814オキナワテ"ソリヨク 4ツキ		

固定電話料
 政、活、郵、事、に、係、る、経、費、KDDI
 金額表当

口座振替のご案内 (ドコモご利用分)

901-2416
中頭郡中城村字和字慶96

新垣 光栄 様



0095017#

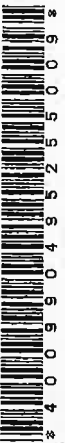


018052203018078384



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2018年 5月15日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0120-800-000/ドコモ
【遺付先】
〒812 福岡市博多区住吉4-20-22
-0018 ドコモ住吉ビル8階
社用コード 9T1-E1B-J-00-000-00068-60(27)
(000000) 00002



日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。

1/3ページ

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振替日 (TRANSFER DAY)
1909-7086-20553	2018年 5月ご請求分	12,873円	2018年 5月31日(木)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
ドコモ分ご請求額 12,873円
ドコモ分 12,873円
詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

【NTTドコモからのお知らせ】

*** 電話番号毎のご利用金額 (税込) ***
080-1753-8669 4,268円
090-1082-5715 8,605円

前月ご請求金額	12,909円(税込)
カケホーダイプラン (2018年 4月末現在)	電話番号毎のご請求内訳をご確認ください。

ポイントのお知らせ

2018年5月よりdポイントクラブをリニューアルいたしました！
新特典「ずっとドコモ割プラス」をはじめ、ドコモを長くご利用のお客さまや、
ポイントをたくさんご利用のお客さまも、さらにおトクを実感いただける内容と
なっております。詳しくは「dポイントクラブサイト」をご覧ください。

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます場合があります。
If the payment cannot be transferred on that date, interest on any unpaid balance may be charged.

※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則として、
ご請求月の翌月15日に再度振替させていただきます。
なお、振替日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日に振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)
POINT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2018年 5月15日発行)

お客様電話番号等
(BILLING NUMBER)
お客様番号
(CUSTOMER NUMBER)
1909-7086-20553

ご請求先氏名
(CUSTOMER NAME)
新垣 光栄 様

2018年 4月ご請求分	
2018年 5月 1日振替	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	12,909円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	***

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

正文活動に付必要経費
本支店

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済
NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

口座振替のご案内 (ドコモご利用分)

901-2418
中頭郡中城村字和字慶96

新垣 光栄 様



0094391#



018062203022312292

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2018年 6月14日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0120-800-000/ドコモ
【還付先】
〒812 福岡市博多区住吉4-29-22
-0018 ドコモ住吉ビル8階
社用コード 9T1-E1B-J-00-000-000068-60(27)
(000000) 00002

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。

(1/3ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振替日 (TRANSFER DAY)
1909-7086-20553	2018年 6月ご請求分	12,964円	2018年 7月 2日(月)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTTドコモご請求額 12,964円
(円) 12,964円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

【NTTドコモからのお知らせ】

*** 電話番号毎のご利用金額 (税込) ***

080-1753-8669 4,268円
090-1082-5715 8,696円

080-1753-8669

*** データプランのお知らせ ***

6月末でデータプランのご契約期間が満了となります。継続契約を希望されない場合、翌々月末までにお申出をお願いいたします。

前月ご請求金額	12,873円(税込)
カケホ/ライトプラン (2018年 5月末現在)	電話番号毎のご請求内訳をご確認ください。

ポイントのお知らせ
2018年5月よりdポイントクラブをリニューアルいたしました!
新特典「ずっとドコモ割プラス」をはじめ、ドコモを長くご利用のお客さまや、ポイントをたくさんご利用のお客さまも、さらにおトクを実感いただける内容となっております。詳しくは「dポイントクラブサイト」をご覧ください。

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。
If the payment cannot be transferred on that date, interest on any unpaid balance may be charged.

※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則として、ご請求月の翌月15日に再度振替させていただきます。
なお、振替日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日に振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)
POINT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2018年 6月14日発行)

お客様電話番号等
(BILLING NUMBER)
お客様番号
(CUSTOMER NUMBER)
1909-7086-20553

ご請求先氏名
(CUSTOMER NAME)
新垣 光栄 様

2018年 5月ご請求分	
2018年 5月 31日振替	
領収金額(AMOUNT RECEIVED)	12,873円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	***

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

正金 12,873円 係 伊藤 経典
1/2 元金

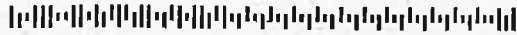
印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

口座振替のご案内 (ドコモご利用分)

901-2416
中頭郡中城村字和字慶96

新垣 光栄 様



0095352#



018072203017518504



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2018年 7月14日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0120-800-000/ドコモ
【還付先】
〒812 福岡市博多区住吉4-29-22
-0018 ドコモ住吉ビル8階
社用コード 9T1-E18-J-00-000-000069-60(27)
(000000) 00002

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。

(1/3ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振替日 (TRANSFER DAY)
1909-7086-20553	2018年 7月ご請求分	12,954円	2018年 7月 31日(火)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
ドコモご請求額 12,954円
(合計) 12,954円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

【NTTドコモからのお知らせ】

*** 電話番号毎のご利用金額 (税込) ***
080-1753-8669 4,268円
090-1082-5715 8,686円

前月ご請求金額	12,964円(税込)
カケホ/ライトプラン (2018年 6月末現在)	電話番号毎のご請求内訳をご確認ください。

ポイントのお知らせ
2018年5月よりdポイントクラブをリニューアルいたしました!
新特典「ずっとドコモ割プラス」をはじめ、ドコモを長くご利用のお客さまや、ポイントをたくさんご利用のお客さまも、さらにおトクを実感いただける内容となっております。詳しくは「dポイントクラブサイト」をご覧ください。

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます。
If the payment cannot be transferred on that date, interest on any unpaid balance may be charged.

※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則として、ご請求月の翌月15日に再度振替させていただきます。
なお、振替日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日に振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)
REIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

お客様電話番号等
(BILLING NUMBER)
お客様番号
(CUSTOMER NUMBER)
1909-7086-20553

(2018年 7月14日発行)

ご請求先氏名
(CUSTOMER NAME)
新垣 光栄 様

2018年 6月ご請求分	
2018年 7月 2日振替	
領収金額(AMOUNT RECEIVED)	12,964円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	***

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

政信 電話料係り 必要経費
1/2 充当

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済
NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70